

# 団体利用の場合の減免について

1. 施設の使用料の免除を受けるには、使用料が免除できる団体として承認される必要があります。  
(※公益的な活動を行う団体に限り承認します。)
2. 承認を受けたい場合は、①「団体登録申請書」に必要事項を記入の上、添付書類と合わせて、所管課又は施設窓口に提出してください。
3. 承認、非承認の結果を団体代表者にお知らせするとともに、承認の場合は、団体名及び代表者氏名を東浦町のホームページで公開します。  
(※結果が出るまでに2～3週間程度お時間をいただきます。)
4. 申請書の内容に変更がある場合や団体を解散した場合は、②「変更届出書」を提出してください。
5. 使用料の免除を受けたい場合は、施設を使用する前に③「減免申請書」を施設窓口に提出してください。  
(※公益に資する非営利の利用のみ使用料を免除します。)
6. 使用料の免除を受けた団体は、9月末と3月末に④「減免実績報告書」を施設窓口に提出してください。
7. 報告していただいた減免報告の内容は、東浦町のホームページで公開します。

